

第4次府中市特別支援教育推進計画（案）に対する パブリックコメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

令和4年11月21日（月）から12月20日（火）まで

2 意見の提出者数

提出者数	件数	意見の提出方法（人数）				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
9人	67件	8人	0人	0人	1人	0人

3 意見の概要及び意見に対する教育委員会の考え方

章	分野	主な意見の概要	意見に対する見解
第1章	推進計画策定の背景	(1)文科省の「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～」(令和4年9月26日)を追加してほしい。	○今後の特別支援教育を推進していくために必要な指導・支援であると考えています。
		(2)特別支援教育をめぐる動きとして、新たに「22年9月に出された国連障害者権利委員会の第1回対日審査勧告」の項目を立てること。	○市教育委員会においては、第4次特別支援教育推進計画の理念として、共生社会の実現に向け、子どもたち一人一人がもつ多様な能力を多様な学びの場において最大限に伸ばし、子どもたちの自立と社会参画を目指すことを掲げています。 地域の子供が地域の学校で学び、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みにおいて、児童・生徒及び保護者の意見を最大限尊重した教育の一層の充実を図ることが重要であると考えています。
		(3)計画を「国連障害者権利委員会勧告」を踏まえたものに見直すこと。	
第1章	推進計画の基本的な考え方	(4)「多様な教育」などといってごまかさないと。どの子どもどの親も、普通の社会で当たり前暮らすことを望んでいる。親が、子どもが望んだらどうか合理的配慮を尽くして望みをかなえること。そのことが社会全体を押し上げる力となる。	
		(5)国連勧告を踏まえるならば、「交流及び共同学習の促進だけではなく、共に学ぶための合理的配慮を提供することを着実に進めていくことが重要です」と追記すること。	
第2章	方向性I-1 通常の学級における特別支援教育の充実	(6)ひとり一台のタブレットのアクセシビリティ機能について、一人ひとり好きな文字の大きさや文字の色の変更等、やり方がわからない人が多いので、使い方をもっと啓発して欲しいです。また、問い合わせ窓口はどこになるのか、手紙やホームページでもおしえて欲しいです。	○クロームブックのユーザー補助機能として、テキストの読み上げに関する機能や表示に関する機能等、様々な機能の活用が可能です。クロームブックの基本的な設定については、自分で設定することが可能ですが、様々な設定を組合わせた設定が必要となることが多いため、学校に個別の相談があったときは、学校は、ICT支援員と協力して個別の設定を行うなどの対応をしています。 ○保護者向けの周知については、学校と教育委員会で連携して周知に努めます。

		<p>(7) 支援レベル1の児童、又はその疑いのある児童が、通常の学級に複数人いる場合（3～4人程度）の想定はされているか。サポートの人数を増強する等、学級の状況に応じた適切かつ手厚いサポートが必要ではないか。現状では学級担任へのサポートが不足していると考えられますので、状況に応じた適切なサポートをぜひ検討してほしい。</p>	<p>○通常の学級には、様々な実態の児童・生徒が在籍しています。様々な実態の児童・生徒の特性を踏まえて指導の工夫や配慮を実施していくためには、日々の学校における教育活動にユニバーサルデザインや合理的配慮の視点を取り入れた指導改善が必要であると考えています。その上で、改善が難しい場合は、支援員の活用など、校内・外の支援と連携し、在籍学級で指導・支援を行います。</p> <p>また、特別な教育支援が必要かどうかは、本人や保護者からの申出の他、在籍学級担任や教科担任の気付きにより、つまづきや困難さを把握し、支援を行っていきます。</p>
		<p>(8) 発達障害の疑いのある児童について、どのように支援レベルを判断しているのか。発達障害であるかないかではなく、児童の普段の行動から支援が必要かどうかを判断する必要があるのではないかと。支援が必要な児童を判定するための基準を児童の行動により定め、適切な時期に適切な支援を受けることができるような体制を構築する必要がある。</p>	
		<p>(9) デジタル教科書を進めてほしい。</p>	<p>○国の教科書制度は、検定制度と無償給与制度を柱として運用しています。</p> <p>国は、通常の学級に在籍する視覚に障害のある児童・生徒に対しては、その障害の程度に応じて、検定教科書の文字等を拡大等した「拡大教科書」を検定教科書に代えて無償給与としています。</p> <p>発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童・生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する音声教材を読み書きが困難な児童・生徒に無償提供しています。</p> <p>これらの教科書等を活用したうえで、児童・生徒が自己の特性に応じた学習が行えるよう、デジタル教科書の導入も検討していきます。</p>
		<p>(10) ユニバーサルデザインとして、マス目付きの書き込み式のドリルがあることも市内で啓発してほしい。</p>	<p>○いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
		<p>(11) 読み書き障害のあるお子さんを、早期に発見するために、就学時と1年生の夏及び冬に読み書き障害を見つけるためのテストを実施し、早期発見、早期支援に繋げて欲しい。</p> <p>また、WISC-IVで作られた言語聴覚士の第一人者である、宇野先生の読み書きテストの取り組みについて知って欲しい。府中市も早期にこの取り組みを参考に教育委員会や現場に導入してほしい。早期に支援することで、不登校を予防できる可能性も期待できます。</p>	<p>○学級担任の気付きや保護者からの相談等が、識字障害の早期発見・早期支援につながると考えています。そして、個々の学級担任等が一人で抱え込まず、特別支援教育コーディネーターと連携し、巡回指導教員や巡回心理士等が、都教育委員会作成の「文字の読み書きチェックリスト」等を活用したアセスメントを行うなど、児童・生徒の個々の特性に応じた支援を行っていくことが重要であると考えています。</p>

	(12)「素案」にあった文言で、障害のある児童・生徒は「可能な限り通常学級」に在籍という文言が後退しているように思う。「素案」の表記に直すこと。	○方向性1の「イ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の指導の充実」において、「障害の有無に関わらず、児童・生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう（中略）一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を推進します」としており、インクルーシブ教育システムの理念を実現していくことが重要であると考えています。
	(13)計画案では通常学級で学ぶ障害のある児童・生徒の実践例が欠落しているように思う。「同じ学級で学ぶ子供に学んだことが良い経験になった」と多くの教師から聞いている。通常学級で一緒に学ぶ、障害のある児童・生徒のための合理的配慮も同様に計画案に表記すること。	○方向性1の「イ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の指導の充実」における「障害の有無に関わらず、児童・生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、個々の実態に応じた授業づくりや安全・安心な学校生活を送れる学校づくりを行う」及び「ウ 学習環境の改善と整備」における「安全で安心した環境で学習が行えるよう、ユニバーサルデザインや合理的配慮の視点に立った学習環境の整備に努めます」と記載してあるように、合理的配慮やユニバーサルデザインの充実に資する取組を充実させていくことが重要であるとと考えています。
	(14)障害があっても共に学ぶために府中市の特別支援として制度化されているはずの「合理的配慮支援員」がありながら、その旨の記述がない。最初の項目で、「合理的配慮支援を加配する」ことの文言を追記すること。	
方向性 I-2 特別支援学級における特別支援教育の充実	(15)情緒障害特別支援学級の設置、重層的な支援を急いでほしい。	○現在、府中市では情緒障害等の児童・生徒については、通常の学級及び全小・中学校に設置している特別支援教室において、個別指導や小集団指導を行っております。 特別支援教室は、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、知的障害のない発達障害又は情緒障害の児童・生徒が、通常の学級で障害のない児童・生徒と共に学びながら、特別支援教室の教員による専門的な個別指導を受けることができます。 さらに、通常の学級において、教科指導におけるユニバーサルデザインを推進するとともに、特別な支援等が必要な場合には、担任や学習支援員による個別の対応や、合理的配慮支援員による個別支援を行っています。 このことから、現時点では、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置せず、現在の特別支援教室等の支援体制の一層の充実を図ることが重要であると考えていますが、引き続き、検討を行っていきます。
	(16)自閉的傾向のある、児童・生徒のために特別支援学級の設置を求めることが議会で議論された。計画案では検討と記載されている。さらなる分離・別学の場が広がりかねない。自閉的傾向のある児童・生徒のための特別支援学級が必要なことなのでしょうか。市教委の態度を明確にすること。	
方向性 I-3 特別支援教室における指導の充実	(17)数種類の防音機能のあるイヤーマフを特別支援教室に設置して、授業中やひばりのときに、必要な子供たちが試せるようお願いしたい。家庭へお試しレンタルなど。心の安定や不登校を防ぐひとつの対策になります。	○児童・生徒の特性を把握し、苦手な音の刺激を取り除いたり、軽減したりするなどの環境改善に努めるとともに、話しかけ方を工夫したり、視覚的に情報を提示したりするなど、引き続き指導の工夫を行うなどの合理的配慮の充実を図っていきます。
	(18)特別支援教室の退室の判定を障害の改善が見られた場合としていますが、在籍学級で学校生活を送るといった特別支援教室の目的を達成するために必要な在籍学級における環境整備を計画に明記すること。	○通常の学級において、ユニバーサルデザインを推進するとともに、特別な支援等が必要な場合には、担任や学習支援員による個別の対応や、合理的配慮支援員による個別支援を行っています。

※方向性 I-4 通級指導学級 (難聴・言語障 害)における指 導の充実	(19)「計画案」アでは、「計画素案」の「退室を見据えた指導目標の立て方及び指導目標に対する評価の考え方の共通理解を図るとともに」の記載がなくなり、オでは「計画素案」の「【全ての時間】」の記載が、「【可能な限り多くの時間】」に変更されています。「計画素案」の記載に戻すとともに、在籍学級で学校生活を送るといふ特別支援教室の目的を達成するために必要な在籍学級における環境整備を計画に明記してください。	○特別支援教室の退室は、当初設定した指導目標を達成し、在籍学級での支援につなげていくことです。退室することで全ての時間を通常の学級で生活を送ることになりますが、継続した指導が必要な児童・生徒がいるということにも留意する必要があります。また、児童・生徒が必要とする特別な支援は、特別支援教室の退室により終了するのではなく、在籍学級等で継続して行われることとなります。
	(20)特別支援教室の期間を1年程度という基準を記載すること。	○今後改訂する特別支援教室ガイドラインに、特別支援教室の運営等、必要な内容は記載する予定です。
	(21)府中市の特別支援教室で、言語聴覚士さんの巡回支援・指導を定期的にお願ひしたい。子供の成長とともに、学校で必要な読み書きの支援が変わっていくため、専門家の意見を都度もらって特別支援教室に提出するのは大変。	○現在、年4回特別支援教室担当者研修会を開催しているところです。障害の特性や児童・生徒の「困り感」に対する指導・支援が充実できるよう、言語聴覚士を講師として招聘するなど、今後の研修の在り方について検討していきます。なお、言語聴覚士の方からの児童・生徒への直接の指導・支援は実施できないことから、教職員の指導力向上に努めていきます。
	(22)読み書き障害のある児童・生徒の書字や読み書きのサポートとして、特別支援教室での個別支援プログラムが必要。言語聴覚士さん指導のもと、特別支援教室で指導を行ってほしい。学校と医療が連携する必要がある。	
	(23)APD(聴覚情報処理障害)/Lid(聞き取り困難)への聴覚情報処理障害支援機器が高価です。授業で使う集音器や、オーカムリードについて知ってほしい。	○状況に応じて、一人1台端末を効果的に活用し、音声認識アプリやボイスレコーダー等により環境を工夫し、児童・生徒の困難さ等が軽減できるように努めていきます。
	(24)APD(聴覚情報処理障害)/Lid(聞き取り困難)など、府中市では当事者同士でつながることが困難であるため、必要な方がまとまって支援を希望することは困難。	○学校が一人一人の児童・生徒の特性に応じて丁寧な指導・支援が行えるよう、面談等の充実を図り、必要な支援について検討していきます。
方向性 I-5 特別支援教育に 関する専門性の 向上	(25)先生たちも読み書き障害の配慮についてもっと知ってほしい。 (26)先生たちも、教室の合理的配慮な環境づくり、読み書き障害によるICTの学び方について、講習会を受ける機会を作りたい。	○いただいたご意見を参考にさせていただきます。
方向性 II-1 教育相談体制の 整備・充実	(27)教育と福祉が一体となった相談が実施できる環境整備を検討していますが、児童発達支援センター(仮称)と教育相談・就学相談との関係を説明すること。	○教育と児童発達支援センター(仮称)との連携の充実については、今後、関係部等と連携し、検討を進めていきます。

	方向性Ⅱ-2 就学相談の充実	(28)第3次計画に記載されていた相談は、「保護者からの教育センター就学相談室への申込みを受けて」始まり、就学支援協議会の判断の結果は、「保護者の了解を得て就学先の学校へ伝える」が消え、「本人・保護者に対して就学に関するガイダンスの充実」「保護者に対して多様な学びの場に関する理解啓発に努めます」と変更している。変更の理由を説明するとともに、相談は保護者からの申込みを受けて始めることや結果を保護者の了解を得て伝えることを記載すること。	○就学に関するガイダンスでは、就学に関する事前の相談、就学先決定、就学先変更のプロセスを丁寧に説明し、徹底するものであります。
		(29)計画案では、「保育園、幼稚園と連携した理解促進」と表記されています。幼児期から切れ目のない相談と支援体制の充実が色濃く反映されている。就学相談は、保護者が自発的に行うべきものであり、早期からの相談は保護者にとっては、特別支援教育の方向に誘導されてしまうという懸念が払しょくできない。誘導するかのような表記の書き換えを求める。	○法令に基づいて本格的な就学手続きが開始される以前の適切な時期に、就学に関する説明や相談、学校見学、体験入学など、本人及び保護者を対象とした就学に向けた様々な事前の準備を支援する活動をもつて、計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で、重要であるとされています。なお、就学相談は、ご意見にありますように、保護者からの申込みによるものです。
		(30)児童発達センター(仮)イ「・・・の総合的な観点から就学先を決定していきます」の記載を削除して、「本人及び保護者の希望を最優先します」に書き直すこと。	○障害者基本法第16条第2項により、「(前略)障害者である児童及び生徒並びに保護者に対して十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」旨が規程されているものであり、法に基づき就学先を決定しています。
	方向性Ⅱ-3 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援	(31)福祉との連携として「ちゅうファイル」と「学校生活支援シート(個別的教育支援計画)」の接続や、教育的ニーズに応じた就学先が決定できるよう幼稚園、保育園との連携の充実を図ることなどが書かれているが、保護者の理解や同意のない中で情報の収集や提供を行わないことを、計画に明記すること。	○「ちゅうファイル」は保護者の方が作成し、必要に応じて保護者から学校等へ情報提供するものです。また、学校生活支援シート(個別的教育支援計画)は保護者と協力して作成するものであり、小学校から中学校へ引き継ぐ場合は、保護者の了解を得ることになっており徹底されています。
	方向性Ⅲ-1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実	(32)読み書き障害は親もどうやってサポートをしたらいいのかわかりません。市内では、サポートがわからず諦めている方もいる。 (33)聴覚過敏のあるこどもがイヤーマフに繋がるまで、時間がかかった。 (34)市内や近郊の放課後等デイサービスの情報を特別支援教室に冊子として置き、「ご自由にお取りください」という仕組みにしてほしい。	○推進計画には、「教職員の指導の質の向上及び保護者等に対して支援の一助となるよう、(中略)啓発資料や情報共有サイト等による発信を行います」としていることから、保護者の方が家庭での支援等に役立つ情報の発信に努めていきます。 ○いただいたご意見を参考にさせていただき、関係部等と情報共有を図っていきます。
第3章	用語集	(35)特定分野に特異な才能のある児童生徒「2E」に関する説明を加えて頂きたい。	○今後の特別支援教育を推進していくために必要な指導・支援であると考えています。

その他	その他	(36)先生の人数を増やし、業務量を減らすこと。教育の現場に余裕がうまれます。児童にとって安全な場所、心理的安全な状況が確保されます。共生社会の実現に大切なこと。	○いただいたご意見については、各事業担当課等と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。
	(37)ルールを決めてオンライン交流をすること。障害のある児童も、ない児童もアバターを利用すること。またVRを貸与し修学旅行や研修旅行を配信すること。		
	(38)メタバース登校について、不登校児のサードプレイスとして、府中市でも運用をお願いしたい。来年以降の運用を目指し、遅くとも、不登校特例校開校時に間に合うよう、整備をどうかよろしくをお願いしたい。子どもたちの心の健康維持、居場所、仲間が不登校の子どもたちには必要不可欠です。		
	(39)スクールロイヤーを各校に配置すること。全ての児童が安心して教育を受けるためにも、学校では対応しきれないような問題(いじめ、ネット中傷等)を解決する仕組みが必要。		
	(40)リソースルームについて、学校に質問したところ、設置をする予定はないと言われ、がっかりした。		
	(41)不登校に対して、リソースルームの具体的な内容を明確に示して欲しい。リソースルームでやることを明確に、時間の見通しを持てるようにしてほしい。また、利用方法についても教えて欲しい。		
	(42)学習よりも少し軽いステップからすすめ、教員との関係づくりや、楽しいことや工作などもおりにませず、スクールカウンセラーも見学しに来たり、校内フリースクールのように、ボードゲームも設置したり、参加しやすいような対応と環境整備をお願いしたい。		
	(43)リソースルームをもっと公にして欲しい。リソースルームで学ぶことを隠さずに学校全体の保護者と生徒が知れるように通知してほしい。当事者が後ろめたい思いをせずに行かなくてはいけないのではなくて、堂々と友達にも言えるような環境整備をお願いしたい。また、不登校の子どもたちに接するクラスの子どもたちにも来られない子どもたちについて、担任からの説明も必要です。		
	(44)不登校児童・生徒や保護者が、オンライン授業を申し込むハードルが高い。教員の負担が増えることを心配したり、子供の調子によっては参加できないかもしれないことからの心理的負担により積極的にお願いすることができない。		
	(45)不登校に関して、e-learningを自宅学習の評価として許可するのであれば、学習の進め方の指導もお願いしたい。		
	(46)不登校のサポートとして、タブレット機能をもっと活用できるように授業づくりをすすめて欲しい。		
	(47)不登校児童では、習字の紙も希望するのに遠慮して、学校に伝えることができない。		

	<p>(48)不登校の出欠について、欠席が続いている保護者は、学校に欠席を伝えることが心理的負担になっている。オンライン出欠でも毎日連絡をするのが大変。早い段階から学校とのやり取りの調整ができるように学校から配慮を伝えてもらえるとう嬉しい。教育委員会からその啓発も行って欲しい。</p>	
	<p>(49)不登校児童では、実験器具を危険なものでない限り、保護者が付き添いの元、可能な限り簡易なものであればレンタルさせてほしい。</p>	
	<p>(50)不登校特例校についての情報を知らせてほしい。意見を交換できるヒアリングの機会を作って欲しい。</p>	
	<p>(51)不登校特例校では、自宅オンライン学習コース、好きな時間割に参加するコース、週1コース、週2コース、全日コースなど様々な多様な学び方を希望する。それぞれの学習ペースに合わせ、その中での頑張りを認めてもらえるような仕組みづくりをお願いしたい。</p>	
	<p>(52)不登校特例校では、起立性調節障害の方もおそらくいることから、後から先生の動画をアーカイブ視聴できる配慮などもお願いしたい。</p>	
	<p>(53)不登校特例校にスクールカウンセラーを設置してほしい。特別支援教室もお願いしたい。</p>	
	<p>(54)不登校特例校では、部活や行事もオンラインで参加できるものを用意してもらいたい。</p>	
	<p>(55)不登校特例校では、通学に、自転車通学の選択肢も叶えてもらいたい。</p>	
	<p>(56)課題などの提出方法についても、不登校児童では、一部でもオンラインで済む仕組みづくりをすすめてもらいたい。</p>	
	<p>(57)メンタルフレンドとして、大学生のボランティアさんを募集して、不登校や発達障害の子どもの第三の居場所づくりなど、市でも団体と協同して事業として力を入れ支援や啓発をしてほしい。</p>	
	<p>(58)各学校で不登校児童・生徒へのタブレット利用の取組が違い、各々に良いところがあり、先生たちの意見を集めて、良いところを導入し、自宅でも学習しやすい環境を整えていただけたら嬉しい。</p>	
	<p>(59)発達障害や不登校に関する勉強会の講師派遣の費用助成をお願いしたい。市の勉強会として開催をお願いしたい。</p>	
	<p>(60)聴覚情報処理障害支援機器が高価で、購入費用を難聴者の補聴器購入費に含み、市から助成を出してほしいです。オーカムリードの購入による購入補助金が出ると、ありがたいです。</p>	
	<p>(61)ペアレントメンターさんを市内で育成してほしい。進学と就職、不登校について知りたいいたが、マッチングができていない。</p>	

		<p>(62)ペアレントメンターを府中市の発達支援センターでも登録ができるようにしてほしい。登録者のハードルを下げてほしい。</p> <p>(63)精神障害保健福祉手帳保持者の放課後等デイサービスの通学にかかる費用(電車代)の助成をお願いしたい。</p> <p>(64)発達障害のある方が、ドライビングライセンスの個別サポートを受けられるように、精神障害保健福祉手帳を持っている方は、助成をお願いしたい。</p> <p>(65)発達障害や不登校のペアレントトレーニングファシリテーター(鳥取式)の資格を取得したので、団体内外で、府中市の地域で実践をしていきたいと思っている。団体内外で地域の必要としているみなさんが受けられるよう、講師代金と場所の確保のサポートをお願いしたい。</p> <p>(66)不登校児と家族の支援として、親子の居場所づくりをすすめ、不登校の地域での理解を深めてもらうための活動等を積極的に行っている。不登校児で、必要な家庭に訪問支援を行いたいと思っている。市からのサポートをお願いしたい。</p> <p>(67)練馬区社会福祉協議会が作成している発達性読み書き障害支援の冊子を作成して、必要な方に届くよう啓発を行いたい。事業として団体に支援の費用の助成をお願いしたい。</p>	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--